

法定要件に関する事項④

# 第四紀の未固結堆積物

(注1)第四紀：約170万年前から現在までの地質学における時代のことです。詳しくは用語の説明(付-2)をご参照ください。

第四紀(注1)の未固結堆積物が広範囲に厚く分布する地層は強度が小さく、地下施設の建設に支障をきたす可能性があります。また、操業中の地下施設の維持・管理が困難になる可能性もあることから、以下の考慮事項を設定します。

## 個別地区ごとに評価する事項

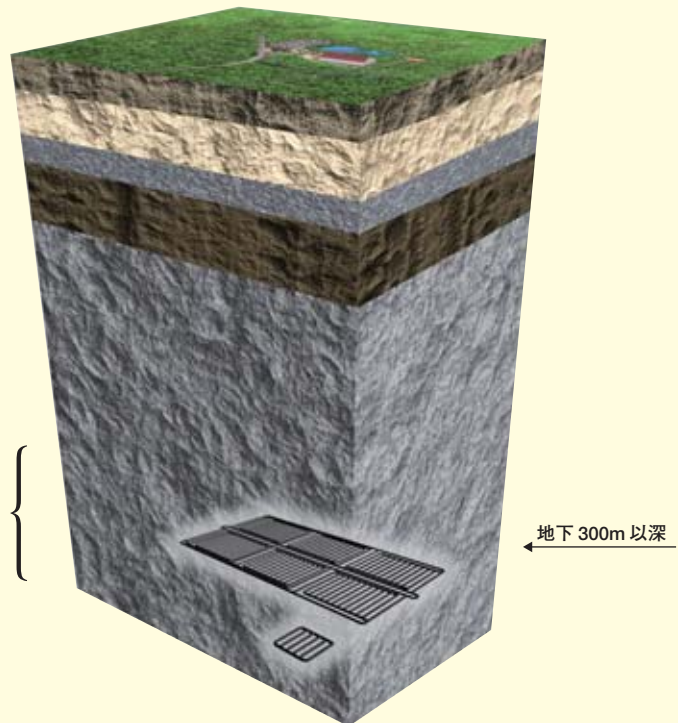
地層処分を行おうとする地層が、第四紀の未固結堆積物である地域は含めないように、概要調査地区を選定します。

### 評価の考え方について

第四紀に堆積した礫、砂、泥等が固結していない状態にあるものを、第四紀の未固結堆積物とします。第四紀の未固結堆積物は強度が著しく小さく、これが分布する地層においては、地下施設の建設、維持、管理等が困難と判断されます。地下300m以上の深さに第四紀の未固結堆積物が分布し、地層処分を行うことができる地層が存在しないような場合には、このような地域は含めないように概要調査を行う範囲を設定し、概要調査地区を選定します。

地層処分を行おうとする地層が第四紀の未固結堆積物であることが、文献調査から明らかでない場合は、概要調査あるいはそれ以降の調査において検討していきます。

地層処分を行おうとする地層  
地下施設を収容できるような適切な広がり、厚さ、特性を有する地層や岩体です。複数の地層、岩体からなる場合もあります。



地層処分を行おうとする地層の概念図